

第４期後期高齢者医療保険料の軽減を求める意見書

現在、東京都後期高齢者医療広域連合においてさらなる負担増になる後期高齢者医療保険料改定が検討されている。第３期平成２４年の保険料改定でも均等割が３万７８００円から４万１０００円に、所得割が７．１８％から８．１９％に平均で８万４５２７円から９万３２５８円へ１０．３％値上げになった。第４期の平成２６年・２７年度の保険料は、均等割４万４２００円に、所得割を１．４９％増の９．６８％に引き上げ案が検討されている。広域連合の試算では平均保険料が９７４３円、１０．５％とこれまでで最大の値上げとなっている。後期高齢者医療保険制度は、高齢者数や医療給付費の増額を反映し、保険料が見直しのたびに１０％以上の値上げになる。

そもそも年齢によって差別され、家族と別建てにされる後期高齢者医療保険については中止を求める声も大きかったが、その要因の一つが対象となる高齢者の際限のない負担増であった。今回の案のとおり実施されれば、これまでで最大の値上げ幅であり、高齢者の生活と健康を脅かすことになりかねない。

この１０月から実施された年金の総計２．５％引き下げは高齢者に衝撃を与えている。来年４月からの消費税の８％への引き上げも高齢者の生活の不安に拍車をかけている。このような時期に後期高齢者医療保険料の大幅な値上げは行うべきではない。

後期高齢者医療保険料の値上げを行わないようにするためには、区市町村の繰り入れのほかに、国と都の財政支援が必要である。

よって、町田市議会は国及び東京都に対し以下の措置を行うよう強く求めるものである。

記

- 一、 国は高齢者人口の増加や医療給付費の増加を保険料引き上げに直結させないよう、制度の仕組みを見直すこと。
- 一、 東京都は保険料軽減のため、東京都後期高齢者医療広域連合に対して独自の財政支援を行うこと。また財政安定化基金を保険料抑制のため積極的に活用すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。